
【助成費用に関すること】

Q1：なぜ不妊症治療の助成を始めたのですか。

厚生労働省は、専門医療機関の治療を受けることで、不妊症の85%が出産に至っています。本市制度を開始してから現在までの助成実績においても、同率の出産に至っています。

一方で、不妊症治療の専門医療機関への受診と並行して、出産予定医療機関への受診が必要なことによる重い経済的負担等から、治療を断念する市民がいます。

子どもを授かりたいと願うご夫婦の経済的負担を少しでも軽減するため、本市では独自で保険診療外の医療に対する助成制度を創設しました。(不妊症治療に対する他の公費助成はありません)

【対象要件に関すること】

Q1：夫婦のどちらかが市外在住の場合、助成を受けることができますか。

大和市の少子化対策として実施するため、夫婦ともに大和市在住であることを条件としています。

* 単身赴任等で夫婦どちらかの住民票が大和市にない場合は、助成対象外です。

* 法律上の婚姻をしていることを条件としています。事実婚は、助成対象外です。

Q2：大和市転入前に不妊症治療を開始し、令和元年8月に転入してきました。申請ができますか？

大和市に住民登録をしている方が、不妊症治療を受けた場合を対象としていますので、令和元年8月の転入日以降の治療費から対象になります。

* 転入などにより当該年度の所得が確認できない場合は、前住所地の市区町村の発行する次の年度の所得証明書(課税証明書)の提出が必要です。

→ 1～5月までの申請は、夫婦の前年度(前々年分)の所得(課税)証明書

→ 6～12月までの申請は、夫婦の現年度(前年分)の所得(課税)証明書

『申請に関すること』

Q 1 : 大和市から転出した後に、大和市に住んでいた期間の不育症治療費について申請できますか。

申請日現在、夫婦共に大和市に住民登録をしている方を対象としていますので、転出後には申請できません。

Q 2 : 不育症治療を令和元年 12 月から開始して治療継続中ですが、治療費が 30 万円を超えた時点で申請できますか。

不育症の治療期間の終了は、その妊娠に関する出産（流産等を含む）の時点となります。継続中は申請できませんので、治療終了後期間内に申請してください。

Q 3 : 第 2 子の不育症治療費は、対象になりますか。

第何子目の治療であっても対象になります。

Q 4 : 夫が申請してもよいのですか。

ご夫婦のどちらでも申請をすることができます。なお、申請者本人の指定口座に助成金額を振り込ませていただきます。

Q 5 : 同じ年に、1 回目は不育症治療をしていて 4 か月で流産して、その後すぐに、妊娠して 2 回目も流産となりました。この場合は、どうなりますか。

まずは、1 回目の治療終了後、申請期間内に申請してください。審査後、1 年度の上限額 30 万円の範囲（1,000 円未満の端数は切り捨て）で助成いたします。その後、同じ年度内に 2 回目の申請をされた場合は、1 年度の上限額 30 万円から、1 回目の助成額を差し引いた額の範囲で、自己負担額を助成いたします。

【例】1 回目の治療が、令和元年 4 月～令和元年 8 月で治療が終わった。治療費等に 20 万円かかり、令和元年 10 月に申請し、20 万円の助成を受けた。2 回目の治療が令和元年 12 月～令和 2 年 3 月に治療が終わった。治療費等に 30 万円かかった。

3 月中に申請した場合、2 回目は、30 万円から 1 回目の 20 万円を引いた 10 万円を上限に助成されることとなります。

ただし、2 回目の申請を、令和 2 年 4 月にした場合は、助成金額は、次年度の対象となり 30 万円を上限に助成します。

『助成内容に関すること』

Q 1 : 大和市リストに掲載されていない病院で治療を受けても対象となりますか。

「大和市における助成対象の診断及び治療医療機関病院リスト」(別紙1)に記載されていない場合、すくすく子育て課にお問い合わせください。

「大和市における助成対象の診断及び治療医療機関病院リスト」(別紙1)の医療機関で診断を受け、その後、その病院から紹介された医療機関で受けた治療であれば助成の対象になります。

(その場合、「不育症治療医療機関等証明書」(第2号様式)の「診断及び治療実施医療機関」と「治療実施医療機関」について双方の病院による証明が必要です。)

Q 2 : 不育症治療の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は助成の対象になりますか。

不育症を判断するために検査をおこない、その後不育症治療を受ける場合は、助成対象になりますが、治療に至らなかった場合には検査費用は助成対象になりません。